

○ 公正取引委員会事務総局事務分掌規程

(平成8年6月14日)
事務総長通達第1号

改正	平成 8年	7月 19日	事務総長通達第 7号
	平成 8年	9月 30日	事務総長通達第 12号
	平成 9年	3月 31日	事務総長通達第 4号
	平成 9年	6月 18日	事務総長通達第 9号
	平成 9年	9月 30日	事務総長通達第 11号
	平成 9年	12月 17日	事務総長通達第 18号
	平成10年	4月 1日	事務総長通達第 3号
	平成10年	4月 9日	事務総長通達第 5号
	平成10年	5月 29日	事務総長通達第 7号
	平成10年	9月 30日	事務総長通達第 11号
	平成10年	10月 30日	事務総長通達第 12号
	平成11年	3月 31日	事務総長通達第 4号
	平成11年	7月 21日	事務総長通達第 18号
	平成11年	9月 20日	事務総長通達第 19号
	平成12年	3月 2日	事務総長通達第 1号
	平成12年	3月 31日	事務総長通達第 2号
	平成12年	9月 29日	事務総長通達第 10号
	平成13年	1月 6日	事務総長通達第 1号
	平成13年	3月 30日	事務総長通達第 9号
	平成13年	7月 2日	事務総長通達第 11号
	平成13年	10月 1日	事務総長通達第 12号
	平成13年	10月 31日	事務総長通達第 15号
	平成14年	3月 29日	事務総長通達第 1号
	平成14年	9月 30日	事務総長通達第 8号
	平成14年	11月 28日	事務総長通達第 10号
	平成14年	12月 27日	事務総長通達第 11号
	平成15年	4月 1日	事務総長通達第 4号
	平成15年	6月 30日	事務総長通達第 6号
	平成15年	9月 30日	事務総長通達第 11号
	平成15年	12月 26日	事務総長通達第 19号
	平成16年	4月 1日	事務総長通達第 4号
	平成16年	6月 24日	事務総長通達第 13号
	平成16年	9月 30日	事務総長通達第 14号
	平成16年	12月 28日	事務総長通達第 17号
	平成17年	4月 1日	事務総長通達第 3号
	平成17年	6月 23日	事務総長通達第 8号
	平成17年	6月 30日	事務総長通達第 10号
	平成17年	12月 27日	事務総長通達第 16号
	平成18年	3月 31日	事務総長通達第 4号
	平成18年	4月 28日	事務総長通達第 9号
	平成18年	9月 29日	事務総長通達第 12号
	平成19年	3月 30日	事務総長通達第 2号

平成 19 年	6 月 22 日	事務総長通達第 8 号
平成 19 年	9 月 28 日	事務総長通達第 11 号
平成 20 年	3 月 31 日	事務総長通達第 3 号
平成 20 年	9 月 30 日	事務総長通達第 15 号
平成 21 年	3 月 31 日	事務総長通達第 5 号
平成 21 年	6 月 30 日	事務総長通達第 11 号
平成 21 年	8 月 25 日	事務総長通達第 14 号
平成 21 年	9 月 30 日	事務総長通達第 17 号
平成 21 年	12 月 25 日	事務総長通達第 20 号
平成 22 年	3 月 31 日	事務総長通達第 4 号
平成 22 年	9 月 30 日	事務総長通達第 12 号
平成 23 年	3 月 28 日	事務総長通達第 3 号
平成 23 年	9 月 2 日	事務総長通達第 25 号
平成 24 年	4 月 6 日	事務総長通達第 5 号
平成 24 年	9 月 18 日	事務総長通達第 14 号
平成 25 年	3 月 4 日	事務総長通達第 3 号
平成 25 年	5 月 16 日	事務総長通達第 6 号
平成 25 年	6 月 26 日	事務総長通達第 7 号
平成 25 年	9 月 30 日	事務総長通達第 8 号
平成 26 年	3 月 31 日	事務総長通達第 4 号
平成 26 年	9 月 30 日	事務総長通達第 14 号
平成 27 年	3 月 30 日	事務総長通達第 4 号
平成 27 年	4 月 10 日	事務総長通達第 9 号
平成 27 年	6 月 30 日	事務総長通達第 12 号
平成 28 年	3 月 31 日	事務総長通達第 3 号
平成 29 年	3 月 29 日	事務総長通達第 3 号
平成 29 年	5 月 23 日	事務総長通達第 4 号
平成 30 年	3 月 30 日	事務総長通達第 3 号
平成 31 年	1 月 29 日	事務総長通達第 1 号
平成 31 年	3 月 29 日	事務総長通達第 4 号
令和 元年	12 月 4 日	事務総長通達第 5 号
令和 2 年	3 月 30 日	事務総長通達第 1 号
令和 2 年	7 月 10 日	事務総長通達第 9 号
令和 3 年	3 月 31 日	事務総長通達第 4 号
令和 4 年	3 月 25 日	事務総長通達第 4 号
令和 4 年	12 月 9 日	事務総長通達第 15 号
令和 5 年	3 月 30 日	事務総長通達第 2 号

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和 40 年公正取引委員会規則第 1 号）第 1 条の規定に基づき、公正取引委員会事務局事務分掌規程の全部を次のように改正し、平成 8 年 6 月 14 日から施行することとしたので、今後これによられたい。

公正取引委員会事務総局事務分掌規程

目次

- 第 1 章 官房（第 1 条—第 42 条）
- 第 2 章 経済取引局（第 43 条—第 88 条）

第3章 審査局（第89条—第118条）

第4章 地方事務所及び支所（第119条—第127条）

第1章 官 房

（総務課）

第1条 官房総務課に総務係、秘書係、文書係、広報・消費者教育係、国会係、図書係、情報システム係、情報公開係、サイバーセキュリティ係、電子政府係、政策調整専門官1人、意見聴取係、判別係、監査・管理係、政策評価・立案係、経済分析第一係、経済分析第二係、経済分析第三係、経済分析第四係、経済分析第五係及び経済分析第六係を置く。

第2条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 委員会の議事及び機密事項に関すること。
- (2) 事務総局の局務の総合調整に関すること（政策調整専門官の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 所管の法律、政令、内閣府令、規則、訓令及び通達の制定及び改廃並びにこれらの解釈の統一に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 課内の総括、文書及び庶務に関する事務。
- (5) 所管行政に関する事務の考査に関する事務。
- (6) 官房物品供用官の事務に関する事務。
- (7) 所管行政に関する地方事務所及び支所並びに沖縄総合事務局の所掌する事務の連絡調整に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 所管行政に関する都道府県との連絡調整に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事務総局の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関する事務。

第3条 秘書係においては、委員長及び各委員の秘書に関する事務をつかさどる。

第4条 文書係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 文書の審査に関する事務。
- (2) 公印の制定及び管理に関する事務（人事課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 文書の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
- (4) 審査官証の発行に関する事務。
- (5) 立入検査証の発行に関する事務。
- (6) 犯則事件調査職員証の発行に関する事務。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定による証明書の発行に関する事務。
- (8) 官報掲載に関する事務。
- (9) 前各号に掲げる事務の能率増進及び管理改善に関する事務。

第5条 広報・消費者教育係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に関する事務（国際課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 独占禁止政策協力委員に関する事務。
- (3) 競争政策に係る消費者教育（消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動をいう。）に関する事務。

第6条 及び第7条 削除

第8条 国会係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国会との連絡に関する事務。
- (2) 国会に対する所管法律の施行状況の報告に関する事務。

第9条 図書係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書の収集、整理及び保管に関する事務。
- (2) 図書の閲覧及び貸出しに関する事務。
- (3) 国立国会図書館支部公正取引委員会図書館に関する事務。

第10条 情報システム係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (3) 情報システムの整備及び管理に関すること。

第11条 情報公開係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- (2) 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。

第12条 サイバーセキュリティ係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務総局の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関すること。
- (2) 所管行政に関する事務の能率増進及び管理改善のうち第10条第3号及び前号に規定する事務と併せて行われるものに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第12条の2 電子政府係においては、事務総局の所掌事務に係る電子政府の推進に関する事務をつかさどる。

第13条 政策調整専門官は、命を受けて、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務総局の所管事項の基本的施策に関連する事務の総合調整に関すること。
- (2) 所管行政に関する事務の能率増進及び管理改善（第10条第3号及び前条第1号に規定する事務と併せて行われるものをお除く。）並びに適正な処理に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。

第14条 意見聴取係においては、意見聴取の事務（指定職員が行う事務を除く。）に関する事務をつかさどる。

第15条 判別係においては、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いの実施に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第16条 監査・管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 任意の供述聴取に係る苦情申立て（独占禁止法審査手続に関する指針（平成27年12月25日公正取引委員会決定）第2の4に定める任意の供述聴取に関する苦情申立てをいう。）に関する事務。
- (2) 所管法令についての相談事務に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 所管行政に関する行政評価等に係る関係行政機関との連絡調整に関する事務。

第17条 政策評価・立案係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 委員会の所掌事務に関する政策の評価に関する事務。
- (2) 事務総局の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する事務。
- (3) 所管行政に関する統計調査に係る関係行政機関との連絡調整に関する事務。

第18条 経済分析第一係、経済分析第二係、経済分析第三係、経済分析第四係、経済分析第五係及び経済分析第六係においては、命を受けて、事務総局の所掌事務に関する経済分析に関する事務を分掌する。

第19条 官房総務課に広報官、国会事務連絡調整官、秘書専門官各1人を置く。

2 広報官は課長補佐（広報・消費者教育担当）の職にある者を、国会事務連絡調整官は課長補佐（国会担当）の職にある者を、秘書専門官は政策調整専門官の職にある者をもってそれぞれ充てる。

3 広報官は、命を受けて、広報に関する事務を、国会事務連絡調整官は、命を受けて、国会との連絡に関する事務の調整に関する事務を、秘書専門官は、命を受けて、委員長の秘書に関する事務をそれぞれ処理する。

（会計室）

第20条 官房総務課会計室に総括係、経理係、用度係、予算係及び決算係を置く。

第21条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 室内の総括、文書及び庶務に関する事務。
- (2) 会計関係法令の運用に関する事務。

(3) 前各号に掲げるもののほか、室内的所掌事務で他の所掌に属さない事務に関すること。

第22条 経理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 支出官の事務に関すること。
- (2) 歳入徴収官の事務に関すること（決算に関することを除く。）。

第23条 用度係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 支出負担行為担当官の事務に関すること。
- (2) 物品管理官の事務に関すること。
- (3) 契約担当官の事務に関すること。
- (4) 物品出納官の事務に関すること。
- (5) 営繕に関すること。
- (6) 自動車及び電話の保全に関すること。
- (7) 会議室の管理に関すること。

第24条 予算係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算の作成及び執行に関すること。
- (2) 資金前渡官吏の事務に関すること。

第25条 決算係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 決算に関すること。
- (2) 出納官吏、物品管理官及び物品出納官に係る法令に基づく検査に関すること。
- (3) 会計機関の指定及び任免に関すること。

（企画官）

第26条 企画官は、命を受けて、官房総務課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

（人事課）

第27条 官房人事課に総括係、人事第一係、人事第二係、給与係、組織係、厚生・共済係、職員・研修係及び人事調整専門官6人を置く。

第28条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 課内の総括、文書及び庶務に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 庁舎内の安全保持並びに配車室、電話交換室及び守衛室の総括管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、課内の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関すること。

2 配車室に、車庫長及び副車庫長2人を置く。

3 車庫長は、命を受けて、運転手を掌握し、適正な配車を行い、副車庫長は、車庫長の職務遂行を補佐する。

第29条 人事第一係及び人事第二係においては、命を受けて、次の事務を分掌する。

- (1) 任免（会計機関の任免を除く。）に関すること。
- (2) 人事記録に関すること。
- (3) 分限及び懲戒に関すること。
- (4) 勤務評定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人事に関すること。

第30条 紙与係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人件費の管理に関すること。
- (2) 級別定数の管理及び運用に関すること。
- (3) 初任給、昇給及び昇格の決定に関すること。
- (4) 扶養手当その他給与の決定に関すること。
- (5) 退職手当及び児童手当の認定等に関すること。

- (6) 紙と簿の作成及び管理に関する事務。
- (7) 紙との計算事務に関する事務。
- (8) 勤務時間の管理に関する事務。

第31条 組織係においては、機構及び定員に関する事務をつかさどる。

第32条 厚生・共済係においては、保健、衛生及びレクリエーション並びに共済組合に関する事務をつかさどる。

2 厚生・共済係に看護師1人を置く。

3 看護師は、命を受けて、厚生・共済係の所掌事務のうち、保健及び衛生に関する事務をつかさどる。

第33条 職員・研修係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 服務に関する事務。
- (2) 栄典及び表彰に関する事務。
- (3) 公務災害及び通勤災害の補償等の事務に関する事務。
- (4) 公務員宿舎に関する事務。
- (5) 財産形成促進その他福利厚生に関する事務。
- (6) 研修に関する事務の総括に関する事務。
- (7) 研修の企画及び実施に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）。

第34条 人事調整専門官は、命を受けて、官房人事課の所掌事務のうち、特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

第35条 企画官は、命を受けて、官房人事課の所掌事務のうち、人事、教養及び訓練に関する事務その他特定事項に係る事務の調査、企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

（国際課）

第36条 官房国際課に、総括係、国際機関係、国際経済係、経済連携協定係及び海外調査係を置く。

第37条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 課内の総括、文書及び庶務に関する事務。
- (2) 外国の行政機関、国際会議等に係る事務の総括に関する事務（第39条第2号及び第41条に規定する事務を除く。）。
- (3) 海外との連絡に関する事務（次条第2号、第39条第2号及び第41条に規定する事務を除く。）。
- (4) 競争政策の海外に対する広報に関する事務（外国事業者からの所管法令及びその運用に関する相談・苦情等の受付及びその処理に関する事務を含む。）。
- (5) 国際協力に関する事務（第3号に規定する事務を除く。）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、課内の所掌事務で他の係の所掌に属しない事務に関する事務。

第38条 国際機関係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際機関に係る事務の総括に関する事務。
- (2) 国際機関に係る会議への参加に関する事務。

第39条 国際経済係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際通商に影響を及ぼす制限的取引慣行に関する調査、企画及び調整に関する事務。
- (2) アジア・大洋州競争政策会議及びアジア太平洋経済協力に関する事務。
- (3) 外国の行政機関に対する技術研修の事務に関する事務。

第40条 経済連携協定係においては、事務総局の所掌事務に係る経済連携協定その他の国際約束及び国際協力に関する覚書に関する事務をつかさどる。

第41条 海外調査係においては、海外の国又は地域の競争政策に関する調査、資料の収集及び情報の提供に関する事務をつかさどる。

第42条 企画官は、命を受けて、官房国際課の所掌事務のうち、特定事項についての調査、企

画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

第2章 経済取引局

(総務課)

第43条 経済取引局総務課に総括係、企画調査係及び調整係を置く。

第44条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 局内事務の総合調整及び庶務に関すること。
- (2) 経済取引局物品供用官の事務（取引部に係るもの除く。）に関すること。
- (3) 課内の総括、文書及び庶務に関すること。
- (4) 独占禁止懇話会の庶務に関すること。
- (5) 独占禁止法研究会の庶務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、経済取引局の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関するこ
と。

第45条 企画調査係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 競争政策に関する基本的事項の企画及び立案（企画室及びデジタル市場企画調査室の所掌
に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 前号の事務に係る局内調整に関すること。
- (3) 第1号の事務に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 事業活動（独占的状態に係るものに限る。）及び経済実態（独占的状態に係るものを含
む。）の調査に関する企画及び調整に関する事務（デジタル市場企画調査室の所掌に属する
ものを除く。）。

第46条 調整係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物価政策その他競争政策に関連する政策についての関係省庁との連絡調整に関する事務。
- (2) 前号に掲げるもののほか、経済法令及びこれに基づく行政措置の調査及び調整（調整課の
所掌に属するものを除く。）に関する事務。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占
禁止法」という。）第44条第2項に基づく国会に対する意見の提出に関する事務。

(企画室)

第47条 経済取引局総務課企画室に総括係、企画第一係及び企画第二係を置く。

第48条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 室内の総括、文書及び庶務に関する事務。
- (2) 前号に掲げるもののほか、室内の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関する事務。

第49条 企画第一係及び企画第二係においては、命を受けて、次の事務を分掌する。

- (1) 競争政策に関する基本的事項の中長期的な観点に立った企画及び立案に関する事務。
- (2) 前号の事務に係る局内調整に関する事務。

第50条から第53条まで 削除

(デジタル市場企画調査室)

第54条 経済取引局総務課デジタル市場企画調査室に総括係、企画調査第一係、企画調査第二
係、企画調査第三係、企画調査第四係、調整係及び専門家連携係を置く。

第55条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 室内の総括、文書及び庶務に関する事務。
- (2) 前号に掲げるもののほか、室内の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関する事務。

第55条の2 企画調査第一係、企画調査第二係、企画調査第三係及び企画調査第四係において

は、命を受けて、次の事務を分掌する。

- (1) 競争政策（デジタル市場に係るものに限る。次号、次条及び第55条の4において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案に関すること（調整係及び企画室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 競争政策に係る経済実態（独占的状態に係るものを除く。）の調査に関すること（調整係の所掌に属するものを除く。）。

第55条の3 調整係においては、競争政策についての関係行政機関、外国の行政機関等との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第55条の4 専門家連携係においては、専門家と連携し、競争政策に関する基本的事項の企画及び立案における専門的事項に関する事務をつかさどる。

第55条の5 経済取引局総務課デジタル市場企画調査室に特別調査官1人を置く。

- 2 特別調査官は、事務総局の職員のうち、競争政策に関する企画及び立案並びに競争政策に係る経済実態の調査を行うため必要な法律及び経済に関する知識経験を有する者をもって充てる。
- 3 特別調査官は、命を受けて、経済取引局総務課デジタル市場企画調査室の所掌事務のうち、特定事項についての調査、企画及び立案に関する事務を処理する。

（調整課）

第56条 経済取引局調整課に総括係、特定事業係、電気通信事業係、ガス事業係、電力事業係、農林水産業・サービス業係、金融業係、建設業・運輸業係、タクシー事業連絡調整係及び調査専門官9人を置く。

第57条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 課内の総括、文書及び庶務に関する事務。
- (2) 課内の所掌事務で他の係の所掌に属さない事務に関する事務。

第58条 特定事業係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 特定の事業について定められた経済法令（以下「事業法令」という。）及びこれに基づく行政措置の調査及び調整に関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法律の規定に基づく同意、協議、通知の受理又は処分の請求に関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法令の調査及び調整に関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、経済的規制（海外の経済法制を含む。以下同じ。）の調査及び研究に関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 地方公共団体の条例等、施策その他事業等に係る相談に関する事務。

第59条 電気通信事業係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事業法令及びこれに基づく行政措置の調査及び調整のうち電気通信事業に係るものに関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 事業法令及びこれに基づく行政措置に係る相談のうち電気通信事業に係るものに関する事務。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、経済的規制の研究のうち電気通信事業に係るものに関する事務。

第60条 ガス事業係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事業法令及びこれに基づく行政措置の調査及び調整のうちガス事業に係るものに関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 事業法令及びこれに基づく行政措置に係る相談のうちガス事業に係るものに関する事務。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、経済的規制の研究のうちガス事業に係るものに関する事務。

第61条 電力事業係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事業法令及びこれに基づく行政措置の調査及び調整のうち電力事業に係るものに関する事務。

と（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 事業法令及びこれに基づく行政措置に係る相談のうち電力事業に係るものに関する事務。

(3) 前2号に掲げるもののほか、経済的規制の研究のうち電力事業に係るものに関する事務。

第62条 農林水産業・サービス業係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 事業法令及びこれに基づく行政措置の調査及び調整のうち農林水産業及びサービス業に係るものに関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法律の規定に基づく協議又は処分の請求のうちサービス業に係るものに関する事務。

(3) 前2号に掲げるもののほか、独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法令及びこれに基づく行政措置の調査及び調整のうち農林水産業及びサービス業に係るものに関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。

(4) 前3号に掲げるもののほか、経済的規制の研究のうち農林水産業及びサービス業に係るものに関する事務。

第63条 金融業係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 事業法令及びこれに基づく行政措置の調査及び調整のうち金融業に係るものに関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。

(2) 独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法律の規定に基づく同意、通知の受理又は処分の請求のうち保険業に係るものに関する事務。

(3) 前2号に掲げるもののほか、独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法令の調査及び調整のうち金融業に係るものに関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。

(4) 前3号に掲げるもののほか、経済的規制の研究のうち金融業に係るものに関する事務。

第64条 建設業・運輸業係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 事業法令及びこれに基づく行政措置の調査及び調整のうち建設業及び運輸業に係るもの（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）に関する事務。

(2) 事業法令及びこれに基づく行政措置に係る相談のうち運輸業に係るものに関する事務。

(3) 独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法律の規定に基づく協議、通知の受理又は処分の請求のうち運輸業に係るものに関する事務（特定事業係の所掌に属するものを除く。）。

(4) 前3号に掲げるもののほか、独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法令の調査及び調整のうち運輸業に係るものに関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか、経済的規制の研究のうち建設業及び運輸業に係るものに関する事務。

第64条の2 タクシー事業連絡調整係においては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。これに基づく命令を含む。）及びこれに基づく行政措置の調査及び調整に関する事務（課内の他の係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第64条の3 調査専門官は、命を受けて、事業法令及びこれに基づく行政措置の調査（分析を伴うものに限る。）に関する事務を分掌する。

（企画官）

第64条の4 企画官は、命を受けて、調整課の所掌事務のうち、特定事項についての調査、企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

（企業結合課）

第65条 経済取引局企業結合課に総括係、企画係、企業結合調査官36人及び企業結合調整専

門官 3 人を置く。

第 6 6 条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 課内の総括、文書及び庶務に関すること。
- (2) 地方事務所及び支所並びに沖縄総合事務局における独占禁止法第 4 章の規定に係る審査事務の連絡調整に関すること。
- (3) 独占禁止法第 4 章の規定に係る事件の審査官の指定に関すること。
- (4) 独占禁止法第 4 章の規定に違反する疑いのある事実の報告者に対する通知に関すること。
- (5) 独占禁止法第 4 章の規定に係る排除措置命令の執行後の監査に関すること。
- (6) 独占禁止法第 4 章の規定に係る排除措置命令の取消し及び変更に関すること。
- (7) 独占禁止法第 4 章の規定に係る排除措置計画の認定後及び同章の規定に係る排除措置命令の確定後における事件記録の保管に関すること。
- (8) 独占禁止法第 4 章の規定に係る告発並びに裁判所に対する緊急停止命令及びこれに関する供託に係る没取の申立て（いずれも独占禁止法第 12 章に規定する手続による調査に係るものと除く。）に関すること。
- (9) 合併、共同新設分割、吸収分割又は共同株式移転の無効の訴えに関すること。
- (10) 独占禁止法第 4 章の規定に係る事件審査に係る資料の開示・提供その他必要な連絡に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、課内の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関すること。

第 6 6 条の 2 企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 次条に規定する事務に係る処理の管理並びに法解釈及び法運用の整理に関すること。
- (2) 独占禁止法第 4 章の規定に係る事件の審査に係る基本的事項の企画及び立案に関すること。
- (3) 独占禁止法第 4 章の規定に係る事件の処理の基本方針の策定に関すること。
- (4) 独占禁止法第 4 章の規定に係る事件の審査に係る処理の管理並びに法解釈及び法運用の整理に関すること。
- (5) 独占禁止法第 4 章の規定に係る審査手法の研究及び開発に関すること。
- (6) 企業結合課職員に対する独占禁止法第 4 章の規定に係る審査手法に関する研修の企画及び実施に関すること。

第 6 7 条 企業結合調査官及び企業結合調整専門官は、命を受けて、次の事務を分掌する。

- (1) 会社及びその子会社の事業に関する報告書並びに会社の設立に関する届出の受理に関すること。
- (2) 会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係る届出の受理及び会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けをしてはならない期間の短縮に関すること。
- (3) 議決権の取得又は保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関すること。
- (4) 第 1 号から前号までの事務に付随する調査及び指導に関すること。
- (5) 会社及びその子会社の事業に関する報告書並びに会社の設立に関する届出の受理に係る指導案件の監査に関すること。
- (6) 会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係る届出の受理に係る指導案件の監査に関すること。
- (7) 独占禁止法第 4 章の規定に違反する疑いのある事実の報告の受理及び探知に関すること。
- (8) 前号の事務に付随する予備的調査に関すること。
- (9) 前 2 号の事務に係る情報の収集及び管理に関すること。
- (10) 前 3 号に掲げるもののほか、企業結合課の所掌に属する審査等に関すること。

第 6 8 条 上席企業結合調査官は、命を受けて、経済取引局企業結合課の所掌事務のうち前条に規定する事務その他特定事項についての調査、企画及び立案に関する事務を分掌する。

第 6 8 条の 2 経済取引局企業結合課に特別調査官 1 人を置く。

- 2 特別調査官は、事務総局の職員のうち、競争政策に関する調査、企画及び立案を行うため必要な法律及び経済に関する知識経験を有する者をもって充てる。
- 3 特別調査官は、命を受けて、経済取引局企業結合課の所掌事務のうち、特定事項についての調査、企画及び立案に関する事務を処理する。

(取引企画課)

第69条 経済取引局取引部取引企画課に総括係、企画調査第一係、企画調査第二係、企画調査第三係、取引方法係、普及啓発第一係、普及啓発第二係及び相談係を置く。

第70条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部内事務の総合調整及び庶務に関すること。
- (2) 取引部物品供用官の事務に関すること。
- (3) 課内の総括、文書及び庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、取引部の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関すること。

第71条 企画調査第一係、企画調査第二係及び企画調査第三係においては、命を受けて、次の事務を分掌する。

- (1) 事業者又は事業者団体の活動に関する指針の作成及び解釈の統一に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、取引部の所掌事務に係る基本的事項の企画及び立案に関すること。
- (3) 前2号の事務に係る調査（他の所掌に属するものを除く。）及び研究に関すること。
- (4) 不当景品類及び不当表示防止法の規定による認定及び協議に関すること。

第72条 取引方法係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 不公正な取引方法の指定に関すること（企業取引課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 再販売価格に関する商品の指定に関すること。
- (3) 前2号の事務に付随する調査に関すること。
- (4) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の規定による指示に関すること。

第72条の2 普及啓発第一係及び普及啓発第二係においては、命を受けて、取引企画課の所掌事務のうち、特定事項についての広報に関する事務を分掌する。

第72条の3 相談係においては、取引企画課の所掌事務に係る相談に関する事務をつかさどる。

(取引調査室)

第73条 経済取引局取引部取引企画課取引調査室に総括係、調査第一係、調査第二係、調査第三係、調査第四係及び調査第五係を置く。

第74条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 室内の総括、文書及び庶務に関すること。
- (2) 次条に規定する事務の企画及び調整に関すること。
- (3) 再販売価格維持契約の届出の受理に関すること。
- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定による事業協同組合及び信用協同組合の届出の受理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、取引調査室の所掌事務で他の係の所掌に属さない事務に関すること。

第75条 調査第一係、調査第二係、調査第三係、調査第四係及び調査第五係においては、事業活動（独占的状態に係るものを除く。）の調査及び分析並びにこれらに基づく指導に関する事務（企業取引課及び相談指導室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

(相談指導室)

第76条 経済取引局取引部取引企画課相談指導室に企画調整係及び相談・指導係を置く。

第77条 企画調整係においては、次条に規定する事務の企画及び調整に関する事務をつかさどる。

第78条 相談・指導係においては、事業者及び事業者団体の活動に関する相談及びこれに基づく指導に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第79条 削除

(企業取引課)

第80条 経済取引局取引部企業取引課に総括係、企画第一係、企画第二係、企画第三係、調査第一係、調査第二係、指導第一係、指導第二係、指導第三係及び転嫁円滑化対策調査官27人を置く。

第81条 総括係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 課内の総括、文書（下請取引調査室の所掌に属するものを除く。）及び庶務に関すること。
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）の施行に関する事務の総括に関すること。
- (3) 下請取引等改善協力委員等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、課内の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関すること。

第82条 企画第一係、企画第二係及び企画第三係においては、命を受けて、次の事務を分掌する。

- (1) 独占禁止法第2条第9項第6号亦に係る不公正な取引方法の指定に関すること。
- (2) 独占禁止法第2条第9項第5号及び第6号亦に係る不公正な取引方法に関する指針の作成に関すること。
- (3) 下請法に関する指針の作成及び解釈の統一に関すること。
- (4) 課内の所掌事務に係る都道府県との連絡調整に関すること。

第83条 調査第一係及び調査第二係においては、命を受けて、独占禁止法第2条第9項第5号及び第6号亦に係る不公正な取引方法及び下請法に関する調査並びにこれに基づく指導に関する事務（課内の他の係の所掌及び下請取引調査室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

第84条 指導第一係、指導第二係及び指導第三係においては、命を受けて、独占禁止法第2条第9項第5号及び第6号亦に係る不公正な取引方法並びに下請法に関する相談並びにこれに基づく指導に関する事務（下請取引調査室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

第84条の2 転嫁円滑化対策調査官は、命を受けて、独占禁止法第2条第9項第5号及び第6号亦に係る不公正な取引方法及び下請法に関する調査並びにこれに基づく指導及び関係行政機関との連絡調整に関する事務（調査第一係及び調査第二係の所掌並びに下請取引調査室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

(下請取引調査室)

第85条 経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に企画調整係及び下請取引検査官63人を置く。

第86条 企画調整係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 次条第1号に規定する事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 下請取引に関する定期調査及び特別調査の企画及び実施に関すること。
- (3) 下請法の規定に基づく中小企業庁長官の措置請求の受理に関すること。
- (4) 下請法の規定に違反する疑いのある事実の報告の受理に関すること。
- (5) 下請法の規定に違反する事件に関する地方事務所及び支所並びに沖縄総合事務局との連絡調整に関すること。
- (6) 下請法の規定に違反した親事業者に対する下請取引の公正化に係る監視及び指導に関すること。

(7) 劝告後における事件記録の保管に関すること。

第87条 下請取引検査官は、命を受けて、次の事務を分掌する。

(1) 下請法の規定に違反する事件の調査、勧告及び公表に関すること。

(2) 前条第2号に規定する事務のうち、定期調査及び特別調査の実施に関すること。

(企画官)

第87条の2 企画官は、命を受けて、企業取引課の所掌事務のうち、特定事項についての調査、企画、立案及び調整に関する事務をつかさどる。

(上席下請取引検査官)

第88条 上席下請取引検査官は、命を受けて、前二条に規定する定期調査及び特別調査、措置請求の受理、報告の受理、事件の調査、勧告、公表並びにその他特定事項についての実施に関する事務を分掌する。

第3章 審 査 局

(管理企画課)

第89条 審査局管理企画課に、総括係、徴収係及び審査専門官■人を置く。

第90条 総括係においては、次の事務（第3号、第4号及び第7号に掲げる事務にあっては、経済取引局企業結合課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(1) 局内事務の総合調整及び文書に関すること。

(2) 課内の総括及び文書に関すること。

(3) 地方事務所及び支所並びに沖縄総合事務局における審査事務の連絡調整に関すること。

(4) 審査官の指定に関すること。

(5) 犯則事件調査職員の指定に関すること。

(6) 独占的状態に係る事件に関する通知及び協議に関すること。

(7) 独占禁止法の規定に違反する疑いのある事実の報告者に対する通知に関すること。

(8) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）の規定による労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に対する通知に関すること。

(9) エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）の規定による事業所管大臣に対する通知に関すること。

(10) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）の規定による財務大臣に対する報告に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、審査局の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関する事務。

第90条の2 徴収係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 課徴金の徴収に関する事務。

(2) 課徴金の督促及び滞納処分に関する事務。

第91条 第89条の審査専門官は、命を受けて、次の事務（第3号から第7号までに掲げる事務にあっては、経済取引局企業結合課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

(1) 不公正な取引方法（独占禁止法第2条第9項第5号に係るものに限る。）に係る事件の予備的調査に関する事務。

(2) 課徴金の減免申請に係る報告及び資料の受理その他課徴金の減免申請に関する事務。

(3) 排除措置命令の執行後及び競争回復措置命令の確定後の監査に関する事務。

(4) 排除措置命令及び競争回復措置命令の取消し及び変更に関する事務。

(5) 排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後並びに排除措置命令、課徴金の納付命令及び競争回復措置命令の確定後における事件記録の保管に関する事務。

(6) 告発並びに裁判所に対する緊急停止命令及びこれに関する供託に係る没取の申立てに関する事務（犯則審査部の所掌に属するものを除く。）。

- (7) 事件審査に係る資料の開示・提供その他必要な連絡に関すること。
- 2 審査専門官のうち 1 人を庶務担当とする。
- 3 庶務担当は、命を受けて、第 1 項の事務を分掌するほか、次の事務をつかさどる。
- (1) 局内の庶務に関すること。
- (2) 審査局物品供用官の事務に関すること。
- (3) 課内の庶務に関すること。

(企画室)

第 9 2 条 管理企画課企画室に企画調整係及び審査専門官 [] 人を置く。

第 9 3 条 企画調整係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 次条に規定する事務の企画及び調整に関する事務（経済取引局企業結合課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事件の審査に係る基本的事項の企画及び立案に関する事務（経済取引局企業結合課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 課徴金の納付命令に係る基本的事項の企画及び立案に関する事務。
- (4) 前 2 号の事務に係る局内調整に関する事務。
- 第 9 4 条 第 9 2 条の審査専門官は、命を受けて、次の事務（経済取引局企業結合課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
- (1) 事件の処理の基本方針の策定に関する事務。
- (2) 事件の審査に係る処理の管理並びに法解釈及び法運用の整理に関する事務。
- (3) 審査手法の研究及び開発に関する事務。
- (4) 審査局職員に対する審査手法に関する研修の企画及び実施に関する事務。

(情報管理室)

第 9 5 条 情報管理室に審査専門官 [] 人を置く。

- 2 前項の審査専門官は、命を受けて、次の事務（第 9 1 条第 1 項第 1 号に掲げるもの並びに経済取引局企業結合課及び公正競争監視室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
- (1) 独占禁止法の規定に違反する疑いのある事実の報告及び通知の受理並びに探知に関する事務。
- (2) 前号の事務に付随する予備的調査に関する事務。
- (3) 前 2 号の事務に係る情報の収集及び管理に関する事務。
- 3 審査専門官のうち 1 人を庶務担当とする。
- 4 庶務担当は、命を受けて、第 2 項の事務を分掌するほか、室内の庶務に関する事務をつかさどる。

(公正競争監視室)

第 9 6 条 公正競争監視室に審査専門官 [] 人を置く。

- 2 前項の審査専門官は、命を受けて、次の事務（第 9 1 条第 1 項第 1 号に掲げるものを除く。）を分掌する。
- (1) 不公正な取引方法に係る事件で特定の事業に関するものについての報告の受理及び探知に関する事務。
- (2) 前号の事務に付随する予備的調査に関する事務。
- (3) 前 2 号の事務に係る情報の収集及び管理に関する事務。
- 3 審査専門官のうち 1 人を庶務担当とする。
- 4 庶務担当は、命を受けて、第 2 項の事務を分掌するほか、室内の庶務に関する事務をつかさどる。

第97条 削除

(課徴金減免管理官)

第98条 課徴金減免管理官は、命を受けて、課徴金の減免申請に係る報告及び資料の受理その他課徴金の減免申請に関する事務に從事する。

(管理企画課の下の上席審査専門官)

第99条 管理企画課の下の上席審査専門官は、命を受けて、管理企画課の所掌事務のうち第91条第1項第1号に規定する事務を実施し、及びその実施に関する事務を整理し、並びにその他特定事項に関する事務をつかさどる。

(第一審査長)

第100条 審査局に第一審査長を置く。

2 第一審査長は、審査長の職にある者をもって充てる。

第101条 第一審査長の下に特別審査専門官1人及び審査専門官■人を置く。

2 前項の特別審査専門官は、第一審査長の所掌に属する事務のうち専門的な事項の処理に当たる。

3 第1項の審査専門官は、命を受けて、第一審査長の所掌に属する審査等の事務を分掌する。

4 審査専門官のうち1人を庶務担当とする。

5 庶務担当は、命を受けて、第3項の事務を分掌するほか、第一審査長の所掌に属する事務の庶務に関する事務をつかさどる。

(第一審査長の下の上席審査専門官)

第102条 第一審査長の下に上席審査専門官2人を置く。

(第二審査長)

第103条 審査局に第二審査長を置く。

2 第二審査長は、審査長の職にある者をもって充てる。

第104条 第二審査長の下に特別審査専門官1人及び審査専門官■人を置く。

2 前項の特別審査専門官は、第二審査長の所掌に属する事務のうち専門的な事項の処理に当たる。

3 第1項の審査専門官は、命を受けて、第二審査長の所掌に属する審査等の事務を分掌する。

4 審査専門官のうち1人を庶務担当とする。

5 庶務担当は、命を受けて、第3項の事務を分掌するほか、第二審査長の所掌に属する事務の庶務に関する事務をつかさどる。

(第二審査長の下の上席審査専門官)

第105条 第二審査長の下に上席審査専門官1人を置く。

(第三審査長)

第106条 審査局に第三審査長を置く。

2 第三審査長は、審査長の職にある者をもって充てる。

第107条 第三審査長の下に特別審査専門官1人及び審査専門官■人を置く。

2 前項の特別審査専門官は、第三審査長の所掌に属する事務のうち専門的な事項の処理に当たる。

3 第1項の審査専門官は、命を受けて、第三審査長の所掌に属する審査等の事務を分掌する。

4 審査専門官のうち1人を庶務担当とする。

5 庶務担当は、命を受けて、第3項の事務を分掌するほか、第三審査長の所掌に属する事務の庶務に関する事務をつかさどる。

(第三審査長の下の上席審査専門官)

第108条 第三審査長の下に上席審査専門官1人を置く。

(第四審査長)

第109条 審査局に第四審査長を置く。

2 第四審査長は、審査長の職にある者をもって充てる。

第110条 第四審査長の下に特別審査専門官1人、審査専門官■人及び審査調整専門官■人を置く。

2 前項の特別審査専門官は、第四審査長の所掌に属する事務のうち専門的な事項の処理に当たる。

3 第1項の審査専門官は、命を受けて、第四審査長の所掌に属する審査等の事務を分掌する。

4 審査専門官のうち1人を庶務担当とする。

5 庶務担当は、命を受けて、第3項の事務を分掌するほか、第四審査長の所掌に属する事務の庶務に関する事務をつかさどる。

6 第1項の審査調整専門官は、命を受けて、第四審査長の所掌に属する事務のうち、特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

(第四審査長の下の上席審査専門官)

第111条 第四審査長の下に上席審査専門官2人を置く。

(第五審査長)

第112条 審査局に第五審査長を置く。

2 第五審査長は、審査長の職にある者をもって充てる。

第113条 第五審査長の下に特別審査専門官1人、審査専門官■人及び審査調整専門官■人を置く。

2 前項の特別審査専門官は、第五審査長の所掌に属する事務のうち専門的な事項の処理に当たる。

3 第1項の審査専門官は、命を受けて、第五審査長の所掌に属する審査等の事務を分掌する。

4 審査専門官のうち1人を庶務担当とする。

5 庶務担当は、命を受けて、第3項の事務を分掌するほか、第五審査長の所掌に属する事務の庶務に関する事務をつかさどる。

6 第1項の審査調整専門官は、命を受けて、第五審査長の所掌に属する事務のうち、特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

(訟務官)

第114条 訟務官の下に審査専門官■人を置く。

2 前項の審査専門官は、命を受けて、次の事務を分掌する。

(1) 行政訴訟の事務に関する事務（官房及び経済取引局の所掌に属するものを除く。）。

(2) 独占禁止法の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟及び損害賠償に関する訴訟の事務に関する事務。

3 審査専門官のうち1人を庶務担当とする。

4 庶務担当は、命を受けて、第2項の事務を分掌するほか、訟務官の所掌に属する事務の庶務に関する事務をつかさどる。

(第一特別審査長)

- 第115条 審査局犯則審査部に第一特別審査長を置く。
- 2 第一特別審査長は、特別審査長のうち、公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）第21条第2項に規定する事務をつかさどる者をもって充てる。
- 第116条 第一特別審査長の下に特別審査専門官1人及び審査専門官■人を置く。
- 2 前項の特別審査専門官は、第一特別審査長の所掌に属する事務のうち専門的な事項の処理に当たる。
- 3 第1項の審査専門官は、命を受けて、第一特別審査長の所掌に属する審査等の事務を分掌する。
- 4 審査専門官のうち1人を庶務担当とする。
- 5 庶務担当は、命を受けて、第3項の事務を分掌するほか、部内の連絡調整に関する事務及び第一特別審査長の所掌に属する事務の庶務に関する事務をつかさどる。

(第二特別審査長)

- 第117条 審査局犯則審査部に第二特別審査長を置く。
- 2 第二特別審査長は、特別審査長のうち、第115条第2項に規定する者以外の者をもって充てる。
- 第118条 第二特別審査長の下に特別審査専門官1人及び審査専門官■人を置く。
- 2 前項の特別審査専門官は、第二特別審査長の所掌に属する事務のうち専門的な事項の処理に当たる。
- 3 第1項の審査専門官は、命を受けて、第二特別審査長の所掌に属する審査等の事務を分掌する。
- 4 審査専門官のうち1人を庶務担当とする。
- 5 庶務担当は、命を受けて、第3項の事務を分掌するほか、第二特別審査長の所掌に属する事務の庶務に関する事務をつかさどる。

第4章 地方事務所及び支所

(地方事務所及び支所の係及び専門官)

- 第119条 地方事務所及び支所の課にそれぞれ次の表に掲げる係及び専門官を置く。

地方事務所及び支所の名称	課の名称	課に置かれる係及び専門官
北海道事務所	総務課	総務係 経済係
	取引課	取引第一係 取引第二係 取引第三係 取引方法調査官1人 転嫁円滑化対策調査官1人
	下請課	下請取引調査官4人
	第一審査課	審査専門官4人
	第二審査課	審査専門官1人
東北事務所	総務課	総務係 経済係
	取引課	取引第一係 取引第二係 取引方法調査官1人 転嫁円滑化対策調査官1人
	下請課	下請取引調査官4人
	第一審査課	審査専門官4人
	第二審査課	審査専門官1人
中部事務所	総務課	総務係 経済係
	取引課	取引第一係 取引第二係 取引第三係 取引方法調査官1人 転嫁円滑化対策調

		査官 2 人
	下請課	下請取引調整専門官 1 人 下請取引調査官 8 人
	第一審査課	審査専門官 8 人
	第二審査課	審査専門官 2 人
	第三審査課	審査専門官 2 人
近畿中国四国事務所	総務課	総務係 経済係
	取引課	取引第一係 取引第二係 取引第三係 取引方法調査官 1 人 転嫁円滑化対策調査官 2 人
	下請課	下請取引調査官 10 人
	第一審査課	審査専門官 9 人
	第二審査課	審査専門官 2 人
	第三審査課	審査専門官 1 人
	第四審査課	審査専門官 1 人
中国支所	総務課	総務係 経済係
	取引課	取引第一係 取引第二係 取引第三係 取引方法調査官 1 人 転嫁円滑化対策調査官 1 人
	下請課	下請取引調査官 5 人
	審査課	審査専門官 4 人
四国支所	総務課	総務係 経済係
	取引課	取引係 取引方法調査官 1 人 転嫁円滑化対策調査官 1 人
	下請課	下請取引調査官 3 人
	審査課	審査専門官 4 人
九州事務所	総務課	総務係 経済係
	取引課	取引第一係 取引第二係 取引第三係 取引方法調査官 1 人 転嫁円滑化対策調査官 2 人
	下請課	下請取引調査官 6 人
	第一審査課	審査専門官 7 人
	第二審査課	審査専門官 1 人
	第三審査課	審査専門官 1 人

(事務分掌)

第120条 総務係においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務係にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 所内事務の総括、文書及び庶務に関すること。
- (2) 法律相談その他広報に関すること。
- (3) 休暇の承認、出張の命令に関すること。
- (4) 給与に関すること。
- (5) 契約担当官、資金前渡官吏及び分任物品管理官の事務に関すること。
- (6) 保健、レクリエーション、安全保持及び厚生に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地方事務所及び支所の所掌事務で課内の他の係又は他の課の所掌に属さない事務に関すること。

第121条 経済係においては、次の事務（近畿中国四国事務所の経済係にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 関係経済法令及びこれに基づく行政措置の調査に関すること。
- (2) 会社及びその子会社の事業に関する報告書、会社の設立に関する届出並びに会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係る届出の受理、会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けをしてはならない期間の短縮並びに議決権の取得又は保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関すること。
- (3) 所内の独占禁止法第4章の規定に係る審査事務の総括（独占禁止法第12章に規定する手続による調査に係るものを除く。）に関すること。
- (4) 独占禁止法第4章の規定に係る事件の審査（独占禁止法第12章に規定する手続による調査を除く。）に関すること。
- (5) 独占禁止法第4章の規定に係る排除措置命令の執行に関すること。
- (6) 独占禁止法第4章の規定に係る排除措置計画の認定後及び同章の規定に係る排除措置命令の執行後の監査に関すること。
- (7) 事業協同組合及び信用協同組合の届出の受理に関すること。
- (8) 事業者団体の活動に関する事前相談に関すること。
- (9) 生活衛生同業組合の適正化規程に関すること。
- (10) 労働時間短縮実施計画に関すること。
- (11) 第1号、第2号及び第7号から前号までに掲げる事務に付随する調査及び指導に関するこ
- (12) 事業活動及び経済実態（独占的状態に係るものを含む。）の調査に関するこ（取引係、取引第一係、取引第二係及び取引第三係の所掌に属するものを除く。）。

第122条 取引係、取引第一係、取引第二係及び取引第三係においては、命を受けて、次の事務（近畿中国四国事務所の取引第一係、取引第二係及び取引第三係にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

- (1) 独占禁止政策に係る事業活動（不公正な取引方法（独占禁止法第2条第9項第5号及び第6号亦に係るものに限る。）に係るものに限る。）の調査に関するこ。
- (2) 不公正な取引方法の指定に関するこ。
- (3) 再販売価格に関する届出の受理及び調査に関するこ。
- (4) 不当景品類及び不当表示防止法の規定による認定に関するこ。
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法に基づく政令の規定により公正取引委員会の権限に属させられた報告の徴収及び立入検査等に関する事務に関するこ。
- (6) 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法の規定による排除命令に関するこ。

第122条の2 下請取引調整専門官は、下請課主査の職にある者をもって充てる。

2 下請取引調整専門官は、命を受けて、下請課の所掌事務のうち、特定事項についての調査、企画、立案及び調整に関する事務を処理する。

第123条 近畿中国四国事務所の下請取引調査官1人の下に調査主任1人を置く。

2 調査主任は、命を受けて、公正取引委員会事務総局組織規程（昭和40年公正取引委員会規則第1号。以下「組織規程」という。）第4条の3第1項に規定する事務のうち、主として下請取引に関する定期調査及び特別調査の実施に関する事務を整理する。

第123条の2 地方事務所及び支所において、第一審査課及び審査課の審査専門官のうち、それぞれ1人を徴収担当とする。

2 徴収担当は、命を受けて、組織規程第5条第1項及び第2項に規定する事務のほか、課徴金の督促及び滞納処分に関する事務（近畿中国四国事務所の徴収担当にあっては、支所の所掌に

属するものを除く。)をつかさどる。

(事務分掌の特例)

第124条 特に命じられた場合においては、第119条から前条までの規定にかかわらず、地方事務所及び支所の各係にあっては、第122条第5号並びに組織規程第4条第14号、第4条の3第1項及び第5条第1項の事務を分掌する。

(総務管理官)

第125条 中部事務所、近畿中国四国事務所及び九州事務所の総務管理官は、命を受けて、所内の事務（事件の審査に関する事務にあっては独占禁止法第4章の規定に係る事件の審査（独占禁止法第12章に規定する手続による調査を除く。）に関するものに限り、近畿中国四国事務所の総務管理官にあっては支所の所掌に属するものを除く。）を総括整理する。

(審査統括官)

第126条 中部事務所及び近畿中国四国事務所の審査統括官は、命を受けて、所内の事件の審査に関する事務（総務管理官の所掌に属するもの及び近畿中国四国事務所の審査統括官にあっては、支所の審査課の所掌に属するものを除く。）を総括整理する。

(経済取引指導官)

第127条 中部事務所、近畿中国四国事務所及び九州事務所の経済取引指導官は、命を受けて、組織規程第4条第4号から第14号までに規定する事務（近畿中国四国事務所の経済取引指導官にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）のうち特定事項に係る調査及び調整に関する事務を処理する。

附 則

- 1 この通達は、平成8年6月14日から施行する。
- 2 官房総務課に、当面の間、審判・訟務係を置く。
- 3 前項の審判・訟務係においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第2条から第4条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る審判の事務（これらの規定によりなお従前の例によることとされる審判官の指定の手続により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）に関すること。
 - (2) 前号に規定する審判手続（以下「審判手続」という。）に関する調査に関すること。
 - (3) 審判手続に係る審決の事務に関すること。
 - (4) 審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続に係る事務に関すること。
- 4 第65条の規定により置かれる企業結合調査官は、命を受けて、第67条各号に掲げる事務のほか、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）がその効力を有する間、同法の規定により公正取引委員会が行うこととされている協議、通知の受理及び処分の請求（同法第3条第1項に規定する合併等に係るものに限る。）に関する事務を分掌する。
- 5 第114条第1項の規定により置かれる審査専門官は、命を受けて、同条第2項に規定する事務のほか、審判手続において審査官が行う主張、証拠の申出その他必要な行為に係る調整に関する事務を分掌する。
- 6 第96条第1項及び第119条の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、公正競争監視室並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもって充てら

れる審査専門官若干名を置くことができる。

(中略)

附 則（平成21年6月30日事務総長通達第11号）

この通達は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成21年8月25日事務総長通達第14号）

この通達は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日事務総長通達第17号）

この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日事務総長通達第20号）

この通達は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行の日（平成22年1月1日）から施行する。

附 則（平成22年3月31日事務総長通達第4号）

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日事務総長通達第12号）

この通達は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日事務総長通達第3号）

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月2日事務総長通達第25号）

この通達は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日事務総長通達第5号）

この通達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成24年9月18日事務総長通達第14号）

この通達は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月4日事務総長通達第3号）

この通達は、平成25年3月4日から施行する。

附 則（平成25年5月16日事務総長通達第6号）

この通達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成25年6月26日事務総長通達第7号）

この通達は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日事務総長通達第8号）

この通達は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日事務総長通達第4号）

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日事務総長通達第14号）

この通達は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日事務総長通達第4号）

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日事務総長通達第9号）

この通達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成27年6月30日事務総長通達第12号）

この通達は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日事務総長通達第3号）

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日事務総長通達第3号）

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月23日事務総長通達第4号）

この通達は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日事務総長通達第3号）

この通達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月29日事務総長通達第1号）

この通達は、平成31年1月29日から施行する。

附 則（平成31年3月29日事務総長通達第4号）

1 この通達は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の公正取引委員会事務総局事務分掌規程第118条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する第二特別審査長の下の審査専門官の定数は、平成31年6月30日までの間においては、■人とする。

附 則（令和元年12月4日事務総長通達第5号）

この通達は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年1月7日）から施行する。

附 則（令和2年3月30日事務総長通達第1号）

1 この通達は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の公正取引委員会事務総局事務分掌規程第15条の規定にかかわらず、同条中「実施」とあるのは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号）の施行の日までの間においては、「実施の準備」とする。

附 則（令和2年7月10日事務総長通達第9号）

この通達は、令和2年7月10日から施行する。

附 則（令和3年3月31日事務総長通達第4号）

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日事務総長通達第4号）

この通達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月9日事務総長通達第15号）

この通達は、令和4年12月9日から施行する。

附 則（令和5年3月30日事務総長通達第2号）

この通達は、令和5年4月1日から施行する。